



平成24年5月16日

各 位

会 社 名 京浜急行電鉄株式会社

代表者名 取締役社長 石渡 恒夫

(コード番号 9006 東証第1部)

問合せ先 総務部広報課

(TEL: 03-3280-9122)

### 当社株式等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について

当社は、平成19年6月28日開催の当社第86期定時株主総会にて株主の皆様にご承認いただきました「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）について、毎年6月開催の定時株主総会にて1年ごとに株主の皆様のご承認をいただき、これを継続しております。

当社は、本日開催の取締役会において、引き続きこれを継続することについて、平成24年6月開催予定の当社定時株主総会（以下「次期定時株主総会」といいます。）にて、株主の皆様に賛否をお諮りすべく、議案を提出することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

当該決議にあたっては、社外監査役4名を含む監査役5名全員が、本プランは当社株式等の大量取得行為に関する対応策として相当であり、本プランの継続が相当と判断する旨の意見を表明しています。

なお、本プランの継続にあたり、買付者等による情報提供に関する手続的な変更等を行っておりますが、基本的内容は現行の本プランと同様であり、実質的内容に変更点はございません。

また、本プランの有効期間は、次期定時株主総会終結の時までであり、本プランを継続するか否かについては、次期定時株主総会において審議、決定することとなっております。当社は、本プランを導入して5年が経過し、その間、本プランに実質的な変更がないこと等に鑑み、本プランの有効期間を、平成27年6月開催予定の当社定時株主総会終結のときまで（3年間）とすることが相当と判断いたしました。したがいまして、次期定時株主総会において本プランの継続について、株主の皆様のご承認をいただけました場合には、平成27年6月開催予定の定時株主総会終結の時まで本プランの有効期間が延長されることとなります。

継続後の本プランの詳細につきましては、別添資料をご参照ください。

また、当社は、現時点において当社株式等の大量取得行為にかかる提案を受けておりません。

## 当社株式等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）ならびに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）の一つとして、以下のとおり、当社株式等の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を定めます。

### 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

近年、わが国の資本市場においては、対象となる会社の取締役会との十分な協議や合意などを経ることなく、突如として一方的に大量の株式買付を行うという現象が起きております。当社は、このような株式の大量買付行為であっても、安全性を最優先するとともに、沿線地域の発展のため、グループが連携して事業を行い、相乗効果を図るという当社のグループ経営を十分に理解し、企業価値・株主の皆様の共同の利益の向上または確保に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当然のことですが、株式会社の経営権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付行為のなかには、(1)企業価値・株主共同の利益に侵害をもたらすもの、(2)株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、(3)対象会社の株主や取締役会が、買付の条件等について検討するための、十分な時間や情報を提供しないもの、(4)対象会社の取締役会が、代替案を提案するための、十分な時間や情報を提供しないもの、(5)対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために、買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

したがって、当社株式の大量買付を行う者は、株主の皆様の判断のために、必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、かつ、一定の検討期間が経過した後にのみ当該大量買付行為を開始すべきである、と当社は考えております。

### 2. 当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の向上または確保への取り組みについて

#### (1) 経営の基本方針

当社グループは、「都市生活を支える事業を通して、新しい価値を創造し、社会の発展に貢献する」ことを経営理念として、鉄道、バスなどの交通事業を中心に、不動産、ホテル、レジャー、流通などの事業を展開し、良質なサービスと商品の提供を行っております。これらの事業を通して、「地域密着・生活直結」型企業集団として当社沿線を中心にグループ経営を発展・強化し、企業価値の最大化を目指してまいります。

当社グループを取り巻く事業環境は、欧州政府債務危機などを背景とした海外景気の低迷、原子力発電所の停止などに伴う電力不足や電力単価の上昇、さらに中長期的には沿線の人口減少など、より一層厳しくなることが予想されます。

このような状況のなか、当社グループは、引き続きすべての事業において安全・安心の徹底を最

優先にしつつ持続的な成長を目指すため、各事業および保有資産について、一層の選択と集中により再構築し利益の最大化を図り、予測が困難な危機や事業環境の変化に耐えうる強い企業体質へ変革を推進してまいります。

## (2) 具体的な取り組み

### イ. 安全・安心なサービス・商品の提供

当社グループは、すべての事業において安全・安心を最優先し、その確保に全力を傾けてまいります。昨年の東日本大震災において、当社グループは直接的な被害は小さかったものの、地震による被害のほか、大津波の発生、原子力発電所からの放射性物質の漏えい、計画停電の実施および地盤の液状化など、社会全般における一般的な想定を超える事態が発生しました。こうした事態を踏まえ、当社グループでは、自然災害などの発生時においても安全に営業を継続できる運営体制を確保するため、グループの行動計画および社内体制の見直し等を行いました。今後も、従来から実施している京急蒲田駅付近および大師線の連続立体交差化工事、トンネル補修などのハード面の対策に加え、お客さまの避難誘導や帰宅困難者への対応などのソフト面の対策について継続して見直しを行い、自然災害などの発生時における被害の最小化およびお客さまの安全確保等に努めてまいります。

当社グループは、鉄道をはじめバス、タクシー、ホテル、レジャー、流通など、お客さまの生活に密着したサービスを提供しており、安全・安心なサービス・商品の提供を最優先してまいります。

### ロ. 沿線価値向上への取り組み

震災以降、訪日旅客や国内旅客の減少などにより、羽田空港の利用旅客数は一時的に大幅に落ち込みました。しかし、再拡張に伴い平成25年度には昼間の発着数が国内線・国際線合計で5万回以上増やされ、国際線も深夜早朝便を含めて現在の6万回から9万回に拡大される予定であり、首都圏において羽田空港の重要性は今後さらに高まることが予想されます。当社グループは、この羽田空港を基点に、日本全国、さらに世界各国のお客さまを迎える、グローバル化による当社沿線地域の発展に様々な形で関与することにより、持続的な成長につなげてまいります。

鉄道事業では、羽田空港の航空需要の増大にあわせ、今秋、京急蒲田駅付近連続立体交差事業の下り線を高架化する予定であり、ダイヤ再編により品川・横浜方面からの羽田空港アクセスの向上を図ってまいります。また、当社沿線のほか相互乗り入れしている都営浅草線の押上（スカイツリー前）駅や浅草駅などへの旅客誘致を積極的に行い、沿線地域の活性化を図ってまいります。

乗合・貸切自動車事業では、営業所の新設などにより羽田空港アクセス路線の輸送力増強等を図ってまいります。また今後、羽田空港から人気観光地への直行便や、鉄道が運行していない深夜早朝時間帯の利便性向上を図るなど、旅客サービスの向上を引き続き推進してまいります。

不動産販売業では、港町駅前において大規模分譲マンション「リヴァリエ」を販売しておりますが、駅改良を含めた魅力ある街づくりのモデルケースとして、鉄道会社の強みを活かした開発を引き続き推進してまいります。また、引き続き、沿線を中心に立地特性を活かしたマンション等の開発・販売に取り組んでまいります。

不動産賃貸業では、今後発展が望める品川地区や川崎・横浜地区に集中した事業展開を図り、交通事業に次ぐ安定収益事業を目指してまいります。交通の要衝として羽田空港へのアクセスに優れ、リニア新幹線の始発駅としても計画されている品川駅周辺は、平成23年に国際戦略総合特区および特定都市再生緊急整備地域の指定を受けるなど今後も発展が期待できるため、当社保有の賃貸ビルなどの資産に計画的な設備投資を行い、さらなる価値の向上と安定的な収益基盤の確立に取り組んでまいります。また、同様に国際戦略総合特区の指定を受けた京浜臨海地区の発展を見込み、京急川崎駅の改良を含めた駅周辺開発を推進してまいります。

レジャー・サービス事業では、羽田空港の航空需要の増大によるビジネスおよび観光需要の拡大を見込み、沿線を中心に駅至近のビジネスホテル「京急EXイン」の出店を進めてまいります。また、観光庁が実施する施策と連携を図りながら、外国人向け商品の企画・販売を推進することなどにより、訪日旅客の取り込みを強化してまいります。

流通事業では、一層の経営効率化を進めるとともに、京急百貨店、京急ストア、もとまちユニオン、ヨコサン、ウイングなど、それぞれのブランドを活かして連携強化を図りながら、沿線地域の流通を担ってまいります。

#### ハ. 企業の社会的責任に対する取り組み

当社グループは、今後もコンプライアンスを重視した経営、環境対策、地域社会への貢献等に取り組んでまいります。

コーポレート・ガバナンス体制といたしましては、法令に従い取締役が相互に職務執行を監督しているほか、高い独立性を有する社外取締役と社外監査役が経営を監視しており、グループ一體のコンプライアンス体制の強化を図ることで、業務の適正性の確保に一層努めてまいります。また、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への取り組みについても、強化して財務報告の信頼性向上を図るとともに、情報セキュリティの一層の強化にも取り組んでまいります。

環境対策といたしましては、環境負荷の低い鉄道車両やバス車両の導入、駅および保有ビルの省エネ化のほか、モーダルシフトを推進するため、「ノルエコ」というキャッチコピーを掲げ、公共交通機関を利用いただくことが環境貢献につながると提唱しております。今後も、様々な環境対策に取り組んでまいります。

また、地域社会への貢献といたしましては、バリアフリー化の推進、障がい者の雇用促進、沿線観光資源への旅客誘致などに努めてまいります。

これらの課題への取り組みを通して、沿線の生活を支える事業者として安全・安心を最優先に確保するとともに、短期のみならず中長期的に、沿線価値の向上と企業価値の最大化に努めてまいります。

### 3. 本プランの基本的考え方

当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を向上または確保させることを目的として、4. 以下に定める本プランの内容に従った具体的な対応策を継続し、本プランの内容を、東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等の

方法で周知させることにより、当社株式等の大量取得行為を行う者が順守すべき手続があること、ならびに、当社が、以下の行使条件および取得条項が付された新株予約権の無償割当てを実施することがあり得ることを事前に警告することもって、当社の買収防衛策といたします。

- (1) 買付者等（下記4. (1) イ.において定義されます。以下同じ。）による権利行使は認められないとの行使条件
- (2) 買付者等以外の者から株式と引き換えに新株予約権を取得するとの取得条項

本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い、(1) 当社社外取締役、(2) 当社社外監査役、または(3) 社外の有識者（実績ある会社経営者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。独立委員会の委員は、別紙2の3氏が就任する予定であります。

なお、平成24年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙4「当社大株主の株式保有状況」のとおりです。

#### 4. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み）

- (1) 本プランの発動にかかる手続

##### イ. 対象となる買付等

本プランは、下記(イ)または(ロ)に該当する当社株式等の買付またはこれに類似する行為（以下「買付等」という。）がなされる場合を適用対象とする。買付等を行う者または提案する者（以下「買付者等」という。）は、あらかじめ本プランに定められる手続に従うこととする。

- (イ) 当社が発行者である株式等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株式等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付
- (ロ) 当社が発行者である株式等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>を行う者の株式等所有割合<sup>6</sup>およびその特別関係者<sup>7</sup>の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

##### ロ. 意向表明書の当社への提出

買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社取締

<sup>1</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される「株券等」を意味するものとする。以下別段の定めがない限り同じ。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含む。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとする。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。以下同じ。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される「株券等保有割合」を意味するものとする。以下同じ。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される「株券等」を意味するものとする。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される「公開買付け」を意味するものとする。以下同じ。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される「株券等所有割合」を意味するものとする。以下同じ。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される「特別関係者」を意味するものとし、当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。以下同じ。

役会に対して、当該買付者等が買付等に際して、本プランに定める手続を順守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」という。）を、当社の定める書式により日本語で提出する。意向表明書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

(イ) 買付者等の概要

- a . 氏名または名称および住所または所在地
  - b . 代表者の役職および氏名
  - c . 会社等の目的および事業の内容
  - d . 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要
  - e . 国内連絡先
  - f . 準拠法
- (ロ) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数および意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況
- (ハ) 買付者等が提案する買付等の概要（買付者等が買付等により取得を予定する当社の株式等の種類および数ならびに買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等<sup>8</sup>その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載することをする。）を含む。）

ハ. 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、買付等に対する株主および投資家の判断ならびに当社取締役会による評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」という。）を、日本語で提供する。

当社は、買付者等に対して、意向表明書を当社が受領した日から10営業日<sup>9</sup>（初日不算入）以内に、当初提出すべき情報を記載した情報リスト（以下「当初情報リスト」という。）を、上記ロ. (イ) e. の国内連絡先に発送するものとし、買付者等は、当初情報リストに従って、十分な情報を当社取締役会に対し、提供するものとする。

当社取締役会は、当初情報リストに従って買付者等から提供された情報では、本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜提出期限を定めたうえ、追加的に情報を提供するよう求めことがある。この場合、買付者等は、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供する。

なお、買付等の内容および態様等にかかわらず、次の各項目に関する情報は、原則として、当初情報リストの一部に含まれる。

- (イ) 買付者等およびそのグループ（共同保有者<sup>10</sup>、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含む。）の詳細（具体的な名称、資本構成、事業内容、財務内容等を含む。）
- (ロ) 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性を含む。）

<sup>8</sup> 金融商品取引法第27条の26第1項に定義される「重要提案行為等」を意味するものとする。

<sup>9</sup> 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいう。以下同じ。

<sup>10</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される「共同保有者」を意味するものとし、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。以下同じ。

- (ハ) 買付等の価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含む。）
- (ニ) 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
- (ホ) 買付等に際しての独立委員会との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容
- (ヘ) 買付等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- (ト) 買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社にかかる利害関係者の処遇等の方針
- (チ) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- (リ) その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き意向表明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記ホ.（イ）記載のとおり、当社取締役会に対して、下記（3）にその概要が記載される新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の無償割当て、その他独立委員会が適切と認めた対抗措置（以下「本新株予約権の無償割当て」という。）を実施することを勧告する。

## ニ. 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

### （イ）当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から意向表明書および本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内（ただし、原則として30日間を超えないものとする。）に、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとする。以下同じ。）、その根拠資料、および代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することがある。

### （ロ）独立委員会による検討作業

買付者等および（当社取締役会に対して上記のとおり情報・資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会から情報・資料等（追加的に要求したものも含む。）の提供が十分になされたと独立委員会が認めた場合、対価を円価現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は原則として60日間を超えない検討期間、その他の買付等の場合は原則として90日間を超えない検討期間（以下「独立委員会検討期間」という。）を独立委員会は設定する。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等および当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の向上または確保の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討および買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行う。

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間において、当社取締役会を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、すみやかにこれに応じなければならぬ

いものとする。なお、買付者等は、独立委員会検討期間が終了するまでは、買付等を開始することはできないものとする。

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等）の助言を得ることができるものとする。

(ハ) 株主およびステークホルダーに対する情報開示

独立委員会は、自らまたは当社取締役会等を通じて、買付者等から買付等の提案がなされた事実とその概要、本必要情報の概要、独立委員会検討期間の開始、延長および終了、その他独立委員会が適切と判断する事項について、すみやかに情報開示を行う。

ホ. 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとする。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記(イ)ないし(ハ)に定める勧告または決議をした場合、その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告または決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項（下記(ハ)に従い独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行う場合には、当該延長期間および当該延長期間が必要とされる具体的理由を含む。）について、自らまたは当社取締役会を通じて、すみやかに情報開示を行う。

(イ) 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記ロ.ないしニ.に規定する手続を順守しなかった場合、または買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告する。

ただし、独立委員会は、いったん本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に対して勧告することができるものとする。

- a. 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合、その他買付等が存しなくなった場合
- b. 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても直ちに本新株予約権の無償割当てを実施することが相当ではない場合

(ロ) 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、もしくは該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することは相当ではないと判

断した場合、または当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず上記ニ. に規定する意見および独立委員会が要求する情報・資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告する。

ただし、独立委員会は、いったん本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとする。

#### (ハ) 独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時までに、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない合理的な理由がある場合には、独立委員会は、当該買付者等による買付等の内容の検討、当該買付者等との協議・交渉・代替案の検討等のために、合理的に必要とされる範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行う(ただし、延長の期間は最大30日間とする。)。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告や代替案の提示等を行うよう最大限努めるものとする。

#### ヘ. 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を受けて、これを最大限尊重して最終的にすみやかに本新株予約権の無償割当ての実施または不実施に関する会社法上の機関としての決議を行うものとする。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、すみやかに情報開示を行う。

#### ト. 本新株予約権の無償割当ての中止、無償取得

当社取締役会が上記ヘ. の手続に従い本新株予約権の無償割当ての実施を決議した後であっても、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間において、(イ)買付者等が買付等を中止した場合または(ロ)本新株予約権の無償割当てを実施するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の向上または確保という観点から実施した本新株予約権の無償割当てを維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、または勧告の有無もしくは勧告の内容にかかわらず、(本新株予約権の無償割当ての効力発生日前においては)本新株予約権の無償割当てを中止する旨、または、(本新株予約権の無償割当ての効力発生日後においては)本新株予約権の無償取得を行う旨の決議を行うことができるものとする。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、すみやかに情報開示を行う。

## (2) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等が上記(1)「本プランの発動にかかる手続」ロ.ないしニ.に規定する手続を順守しなかった場合、または、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると認められる場合、上記(1)「本プランの発動にかかる手続」ヘ.に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施するものとする。なお、上記(1)「本プランの発動にかかる手続」ホ.のとおり、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であるかどうかについては、必ず独立委員会の判断を経ることとする。

イ. 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- (イ) 株式等を買い占め、その株式等につき当社に対して高値で買取を要求する行為
- (ロ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲のもとに買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- (ハ) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- (ニ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

ロ. 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付を行うことをいう。）等、株主の皆様に株式等の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

ハ. 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社にかかる利害関係者の待遇等の方針等を含む。）が、当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当な買付等である場合

ニ. 買付者等による買付等の後の経営方針または事業計画等の内容が不十分または不適当であるため、鉄道事業の安全性もしくは公共性または顧客の利益の確保に重大な支障をきたすおそれのある買付等である場合

ホ. 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社グループの従業員、取引先等との関係または当社グループの企业文化を破壊すること等により、当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく毀損する買付等である場合

## (3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙3「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとする。

#### (4) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、平成24年6月開催予定の当社定時株主総会（以下「次期定時株主総会」という。）において株主の皆様にご承認いただることを条件に、同日から平成27年6月開催予定の定時株主総会終結の時まで延長されるものとする。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとする。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとする。

なお、当社取締役会は、本プランの基本方針に反しない範囲、または会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合がある。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、すみやかに情報開示を行う。

### 5. 本プランの合理性

#### (1) 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）をすべて充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえています。

#### (2) 株主の皆様の共同の利益の向上または確保を目的としていること

本プランは、当社株式等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を向上または確保することを目的とするものです。

#### (3) 株主意思を重視するものであること

上記4.(4)「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは、次期定時株主総会において株主の皆様にご承認いただることを条件に有効期間が延長されるものです。同株主総会において本プランの継続についてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになります。以上の意味において、本プランの存廃および内容は、当社株主総会の意思に基づくことになっております。

#### (4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しており、本プランの継続に際しても引き続きこれを設置することとしております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者から選任される委員3名以上により構成されます。

また、独立委員会の判断概要については必要に応じ株主の皆様に情報開示をすることとし、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

#### (5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4.(1)「本プランの発動にかかる手続」ホ. および4.(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、あらかじめ定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

#### (6) 第三者専門家の意見の取得

上記4.(1)「本プランの発動にかかる手続」ニ. にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等）の助言を得ることができるものとされていることにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっています。

#### (7) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4.(4)「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社の株式等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することができます。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役任期が1年のため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

### 6. 株主および投資家の皆様への影響

#### (1) 本プランの継続時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時点においては、本新株予約権の無償割当ては行われませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

前述の4.において述べたように、買付者等が本プランを順守するか否かにより当該買付行為

に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

## (2) 本新株予約権の無償割当時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が本新株予約権の無償割当決議において、別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限として当社取締役会が本新株予約権の無償割当決議において別途定める割合で、本新株予約権が無償で割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の行使価額等の金銭の払込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当に伴って株主の皆様に必要となる手続」イ.において記載する本新株予約権の行使にかかる手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当に伴って株主の皆様に必要となる手続」ロ.に記載する手続により、買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することができます。当社がかかる取得の手続をとった場合、買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および所定の行使価額相当の金銭の払込みをすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の価値の希釈化は生じません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当の決議をした場合であっても、上記4.(1)「本プランの発動にかかる手続」ト.に記載する手続に従い、当社取締役会が本新株予約権の無償割当の中止または無償取得を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後において、当社が本新株予約権の無償割当を中止し、または、本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株あたりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株あたりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主および投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性がある点にご留意ください。

## (3) 本新株予約権の無償割当に伴って株主の皆様に必要となる手続

### イ. 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使にかかる本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、および株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当後、株主の皆様におかれましては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権1個あたり金1円を下限とし、当社株式1株の時価の50%相当額を上限として当社取締役会が本新株予約権の無償割当決議において定める価格を払取扱場所に払込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が交付されることになります。

### ロ. 本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当

社取締役会が別途定める日において本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を株主の皆様に交付することがあります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が買付者等ではないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につき、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以上

## 独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社経営陣から独立している、(1)当社の社外取締役、(2)当社の社外監査役または(3)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者とし、また、別途当社が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者とする。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、社外取締役、社外監査役で独立委員会委員である者が取締役、監査役でなくなった場合には、独立委員会委員の任期も同時に終了する。
4. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役、従業員その他必要と認める者を出席させ、その意見または説明を求めることができる。
5. 独立委員会は、随時開催できることとし、その決議は委員の全員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
6. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。独立委員会は、かかる勧告があった事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、自らまたは当社取締役会を通じて、すみやかに情報開示を行う。  
なお、独立委員会の各委員は、決定等にあたっては、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - (1) 本プランの発動にかかる新株予約権の無償割当ての実施または不実施
  - (2) 本プランの発動にかかる新株予約権の無償割当ての中止または無償取得
  - (3) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
7. 独立委員会は、6.に定める事項に加え、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
  - (1) 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
  - (2) 買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報、意見、代替案、資料の決定およびその回答期限の設定
  - (3) 独立委員会の検討期間の設定（ただし、原則として対価を円価現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は原則として60日間を超えない検討期間とし、他の買付等の場合

は原則として90日間を超えない検討期間とする。) および当該期間の延長

- (4) 買付者等の買付等の内容の精査・検討
- (5) 買付者等との交渉・協議
- (6) 代替案の検討
- (7) 株主に対する代替案の提示
- (8) 本プランの廃止または変更の承認（ただし、変更については、本プランの基本方針に反しない範囲、または、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限る。）
- (9) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
- (10) 当社の取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

8. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等）の助言を得ること等ができる。

以 上

独立委員会委員略歴

境 政郎（さかい まさお）

昭和15年1月 生まれ

昭和39年4月 株式会社フジテレビジョン入社

平成9年6月 同社取締役

平成13年6月 同社常務取締役

平成14年6月 富山テレビ放送株式会社取締役 現在に至る

平成17年6月 株式会社エフシージー総合研究所取締役社長 現在に至る

※同氏と当社の間に特別の利害関係はありません。

野村 稔（のむら みのる）

昭和19年9月 生まれ

昭和58年4月 早稲田大学法学部（現 法学学術院）教授 現在に至る

平成16年4月 早稲田大学大学院法務研究科教授 現在に至る

※同氏と当社の間に特別の利害関係はありません。

須藤 修（すどう おさむ）

昭和27年1月 生まれ

昭和55年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）

昭和58年4月 東京八重洲法律事務所パートナー

平成5年4月 あさひ法律事務所開設・パートナー

平成11年6月 須藤・高井法律事務所開設・パートナー 現在に至る

※同氏と当社の間に特別の利害関係はありません。

## 新株予約権無償割当の概要

### 1. 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当の取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当決議」という。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める数とする。

### 2. 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式 1 株につき本新株予約権 1 個を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割り当てる。

### 3. 本新株予約権の無償割当の効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める日とする。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、別途調整がない限り 1 株とする。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株あたりの価額は、金 1 円を下限とし、当社株式 1 株の時価の 50% 相当額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める価額とする。

### 6. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当の効力発生日、または本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1か月間から 2か月間までの範囲で、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める期間とする。ただし、下記 9. (2) に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得にかかる本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とする。

### 7. 本新株予約権の行使条件

#### (1) 特定大量保有者<sup>11</sup>

<sup>11</sup> 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等にかかる株式等保有割合が 20% 以上となると当社取締役会が認めた者をいう。以下同じ。

- (2) 特定大量保有者の共同保有者
- (3) 特定大量買付者<sup>12</sup>
- (4) 特定大量買付者の特別関係者
- (5) 上記(1)ないし(4)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者
- (6) 上記(1)ないし(5)記載の者の関連者<sup>13</sup>(以下(1)ないし(6)に該当する者を「特定買付者等」と総称する。)

上記記載の者は、原則として本新株予約権を行使することができない。

## 8. 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

## 9. 当社による本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日において、すべての本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (2) 当社は、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権のすべてを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社が取得を実施した以降に、特定買付者等以外の第三者が譲渡等により特定買付者等が有していた本新株予約権を有するに至った場合等には、当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができる。

以上

---

<sup>12</sup> 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される「株券等」を意味するものとする。以下、本脚注において同じ。）の買付等（同法第27条の2第1項に定義される「買付け等」を意味するものとする。以下、本脚注において同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）にかかる株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。以下同じ。

<sup>13</sup> ある者の関連者とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される。）をいう。

## 別紙4

## 当社大株主の株式保有状況

平成24年3月31日現在の当社大株主の株式保有状況は次のとおりです。

	持株数（千株）	持株比率（%）
日本生命保険相互会社	27,988	5.07
株式会社みずほコーポレート銀行	19,000	3.44
株式会社横浜銀行	18,716	3.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	12,670	2.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (中央三井信託銀行退職給付信託口)	10,977	1.99
西武鉄道株式会社	10,257	1.86
明治安田生命保険相互会社	10,000	1.81
資産管理サービス信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ信託銀行口	9,432	1.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,857	1.42
住友信託銀行株式会社	7,653	1.38
合 計	134,551	24.40

(注) 1. 発行済株式総数は551,521,094株です。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 中央三井信託銀行株式会社および住友信託銀行株式会社は、中央三井アセット信託銀行株式会社とともに平成24年4月1日付で合併し、三井住友信託銀行株式会社になりました。